

## 地域医療構想の進め方に関するスケジュール(案)

議事	令和4年度 (2022年度) 協議事項	R4年度(2022年度)				R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)
		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月		
1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域医療構想の進め方	【① 再検証要請対象医療機関】の「 <b>具体的対応方針</b> 」を検証・協議 (未協議:熊本市立植木病院、宇城市民病院、熊本南病院、小国公立病院)	調整会議等スケジュール 6/2 県調整会議①	~9月頃 地域調整会議①		2月頃 地域調整会議② 3月 県調整会議②	地域調整会議年2~3回開催	第8次医療計画(2024~2029)
	【② ①以外の一般・療養病床を有する医療機関】について協議方法、協議順序を決定し、「 <b>具体的対応方針</b> 」を検証・協議		①医療機関の「 <b>具体的対応方針</b> 」の検証	②医療機関の「 <b>具体的対応方針</b> 」の検証 (公立病院は、「公立病院経営強化プラン」の策定に着手)	①医療機関の「 <b>具体的対応方針</b> 」の協議 ②医療機関の「 <b>具体的対応方針</b> 」の検証が済み次第、順次協議	②医療機関の「 <b>具体的対応方針</b> 」について、決定した協議方法及び協議順序に基づき、順次協議	
	県の取組み	(県)分析に必要なデータ提供、検討に関する支援等	(県)具体的対応方針の検証・協議について通知	(県)協議の進捗状況を厚労省へ報告	協議状況について県調整会議で情報共有	(県)協議の進捗状況を厚労省へ報告	
2 医師の働き方改革 (医師の時間外労働の上限規制適用に向けた対応)	・特例水準(時間外労働時間が年間960時間超(上限1,860時間):B、連携B、C-1、C-2)指定に必要な手続き(指定要件、スケジュール)	特例水準指定が必要な医療機関での医師労働時間短縮計画の作成 医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価 [B水準] ・三次救急医療機関、年間救急車受入台数1,000台以上の二次救急医療機関、在宅医療を担う医療機関等 [連携B水準] ・大学病院 ・地域医療支援病院 [C-1水準] ・初期・後期研修医 [C-2水準] ・高度専門医 ~11月 県への指定申請 地域調整会議(B水準)又は地対協(C水準) ※基本的には書面協議 1月 医療審議会 医療審議会の2か月前までには県への指定申請が必要 2月 県指定・公示 36協定締結 3月 医療審議会 ~1月 ~5月 7月 医療審議会 ~8月 10月 医療審議会 ~11月 1月 医療審議会					医師の時間外労働の上限規制適用
3 熊本県外来医療計画・外来機能報告	① 医療機器の共同利用の推進	(対象医療機器) ・CT・MRI・PET・マンモグラフィ ・放射線治療(体外照射)	(県)共同利用の実態調査 共同利用の意向確認開始		共同利用の実態調査結果について県調整会議等で情報共有	第8次医療計画策定に併せ外来医療計画の見直しを検討	第8次医療計画(2024~2029)
	② 新規開業医師へ協力の意向を確認する外来医療機能の決定	(意向確認する外来医療機能の例) ・初期救急・在宅医療 ・産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生	意向確認する外来医療機能(地域で不足する機能)を検討		意向確認する外来医療機能(地域で不足する機能)を決定		
	③ 紹介患者への外来を基本とする「紹介受診重点医療機関」の明確化	(厚労省)対象医療機関の抽出	(厚労省)対象医療機関に対し外来機能報告の依頼(重点外来の項目、意向等)	厚労省から県へ集計の提供	厚労省から提供された情報をもとに、「紹介受診重点医療機関」を決定		
4 地域医療支援病院の新たな責務	・新たな責務として定める事項の決定	新たな責務の項目(県方針) ア)医師少数地域の支援 イ)医療機能の分化・連携 ウ)新興感染症対応 エ)災害対応	・県方針を基に、新たな責務として定める事項を決定	地域医療支援病院は、自院の「 <b>具体的対応方針</b> 」の中に新たな責務として定める事項への対応を記載して協議する			
その他 地域医療構想関係補助金の活用	・病床機能再編支援事業等を活用する場合は協議が必要		・地域医療構想関係予算の概要を周知 ・各事業の募集開始	・必要に応じて調整会議で協議	医療機関において事業の実施		

※ 必要に応じ、各地域において検討部会を開催する。